

news!

警備員教育の時間などが改正となりました。

令和元年8月30日に警備業法施行規則の一部が改正となりました。

主な改正点は、

- 警備員に対する教育期（前期・後期の廃止）を年度ごと
- 警備員教育時間の短縮
- 講義による方法の拡大

（電気通信回線を使用して行うものを追加）

で、特に警備員教育に係るものについては次のとおりです。



警備員教育期

教育期の前期（4月～9月）、後期（10月～翌年3月）が廃止となり、教育期は「年度ごと（4月～翌年3月）」で、

※ 現任教育も半年ごとの教育期から、年度ごとに見直されました。

警備員教育時間

改正により教育時間数が軽減されました。

1 新任警備員教育（例：一般警備員の場合）

（前）基本教育15時間、業務別教育15時間＝30時間

（新）基本教育＋業務別教育＝20時間

注：業務別教育のうち実地教育は業務別教育時間数の2分の1若しくは5時間のいずれか少ない時間数を超えない時間

2 現任警備員教育（例：一般警備員の場合）

（前）基本教育3時間、業務別教育5時間＝8時間×2回（前期、後期）

（新）基本教育＋業務別教育＝10時間（年度ごと）

となります。

基本教育、業務別教育の教育時間数の配分については、

※ 各営業所の警備員指導教育責任者が営業所の実態を踏まえて、基本教育、業務別教育の教育時間配分を決め、教育計画を立てることとなります。（教育時間数の改正は別表を参照してください。）



重要

教育期が年度ごとになったため、令和元年度の教育計画書を

令和元年11月30日まで

に作成して、営業所に備え付けなければなりません。

改正された教育時間数を考慮して、適正な教育計画書を作成して、計画書に基づいた警備員教育をお願いします。

新任教育の教育時間数(新旧比較)

【教育時間数の算出方法】

- ① 免除の規定を受けず、基本教育及び業務別教育の両方を行う必要がある場合は、教育時間数を統合。
- ② 現行で30時間以上必要な警備員の教育時間数を、現行規則改正前(20時間以上(現行の3分の2))に短縮。
- ③ ②の短縮を踏まえ、警備員の区分に応じ、必要な教育時間数を、それぞれ3分の2(※)に短縮。
- ④ 業務別教育の教育時間数の短縮を踏まえ、実地教育の上限の教育時間数を2分の1(※)に短縮。なお、基本教育と業務別教育の両方を行う必要がある場合は、実地教育の上限の教育時間数を、実施する業務別教育の教育時間数の2分の1(※)とする。

※ 割り切れない場合、30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てた時間とする。

警備員の区分		教育区分	新任教育【現行】			新任教育【新】			改正規則の 該当条文 【規則第38条 第4項】
			基本教育	業務別教育	実地教育の上限	基本教育	業務別教育	実地教育の上限	
一般の警備員 (教育の免除・短縮の対象とならない警備員)			15時間以上	15時間以上	8時間	20時間以上	実施する業務別教育の1/2の教育時間数(上限5時間)	表の一の項	
警備業務1級 検定の合格 証明書の交付を受けている者	当該警備業務に就く場合		免除	免除	-	免除	免除	柱書	
	当該検定業務以外に就く場合		免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
		当該警備業務経験者		免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間
警備業務2級 検定の合格 証明書の交付を受けている者	当該警備業務に就く場合		免除	免除	-	免除	免除	柱書	
	当該検定業務以外に就く場合		免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
		当該警備業務経験者		免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間
警備員指導 教育責任者 資格者証の 交付を受けている者	当該警備業務に就く場合		免除	免除	-	免除	免除	柱書	
	当該資格業務以外に就く場合		免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
		当該警備業務経験者		免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間
機械警備業務 管理者資格者証の 交付を受けている者	当該警備業務に就く場合		15時間以上	免除	-	10時間以上	免除	表の四の項	
	警備業務経験者		5時間以上	免除	-	3時間以上	免除	表の五の項	
		元警察官		5時間以上	免除	-	3時間以上	免除	表の五の項
警備業務経験者(※1)	当該警備業務に就く場合		5時間以上	5時間以上	3時間	7時間以上	実施する業務別教育の1/2の教育時間数(上限2時間)	表の六の項	
	当該警備業務以外に就く場合		5時間以上	15時間以上	8時間	13時間以上	実施する業務別教育の1/2の教育時間数(上限5時間)	表の七の項	
元警察官(※2)			5時間以上	15時間以上	8時間	13時間以上	実施する業務別教育の1/2の教育時間数(上限5時間)	表の七の項	

※1 警備業務経験者…最近3年間に警備業務に従事した期間が通算して1年以上である警備員(業務別教育は従事させようとする当該警備業務に係るものに限る。)

※2 元警察官…警察官の職にあった期間が通算して1年以上ある警備員

現任教育の教育時間数(新旧比較)

【教育時間数の算出方法】

- ① 免除の規定を受けず、基本教育及び業務別教育の両方を行う必要がある場合は、教育時間数を統合。
- ② 教育の頻度を、半年に1度の教育期ごとから、現行規則の改正前の1年ごとに変更。
- ③ 現行で年度ごとに16時間以上必要な警備員の教育時間数を、現行規則の改正前(年度ごとに10時間以上(現行の16分の10))に短縮。
- ④ ③を踏まえ、業務別教育のみ必要な警備員に対する教育時間数を、それぞれ16分の10(※)に短縮。

※ 割り切れない場合、30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てた時間とする。

警備員の区分		教育区分		現任教育【現行】		現任教育【新】		改正規則の 該当条文 【規則第38条 第5項】
		基本教育	業務別教育	基本教育	業務別教育			
一般の警備員 (教育の免除の対象とならない警備員)		半年(教育期) ごとに 3時間以上	半年(教育期) ごとに 5時間以上	年度ごとに 10時間以上				表の一の項
警備業務1級 検定の合格 証明書の交 付を受けてい る者	当該検定業務に就いている場合	免除	免除	免除	免除			柱書
	当該検定業務以外に就いている場合	免除	半年(教育期) ごとに 5時間以上	免除	年度ごとに 6時間以上			表の二の項
警備業務2級 検定の合格 証明書の交 付を受けてい る者	当該警備業務に就いている場合	免除	半年(教育期) ごとに 5時間以上	免除	年度ごとに 6時間以上			表の二の項
	当該検定業務以外に就いている場合	免除	半年(教育期) ごとに 5時間以上	免除	年度ごとに 6時間以上			表の二の項
警備員指導 教育責任者 資格者証の 交付を受けて いる者	当該警備業務に就いている場合	免除	免除	免除	免除			柱書
	当該資格業務以外に就いている場合	免除	半年(教育期) ごとに 5時間以上	免除	年度ごとに 6時間以上			表の二の項